

## 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー

### ② 施設・事業所情報

名称：小ざくら夜間保育園	種別：認可保育所
代表者氏名：村川 大介	定員（利用人数）：30名
所在地：岡山県倉敷市水島北幸町2番3号	
TEL：086-446-2218	ホームページ： <a href="https://www.cumre.or.jp/">https://www.cumre.or.jp/</a>
<b>【施設・事業所の概要】</b>	
開設年月日：1981（昭和56）年10月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 クムレ	
職員数	常勤職員： 7名 非常勤職員： 11名
専門職員 （内 訳）	保育士 5名 保育士 8名
	管理栄養士 1名 看護師 1名
施設・設備の概要	乳児・ほふく室：38.83㎡ 保育室：48.45㎡ (設備等)

### ③ 理念・基本方針

#### ●理念

- ・ともに育ち ともに生きる

#### ●基本方針

- ・利用者の満足の追求
- ・地域社会への貢献
- ・強くしなやかな組織創り
- ・集うひとの幸せの追求

### ④ 施設・事業所の特徴的な取り組み

同一敷地内の乳児保育園・認定こども園と協力しながら、朝7時から夜中2時（26時）までの夜間保育を実施し、昼・夕の2食提供を行っている。少人数の異年齢児保育により、きめ細かな配慮を目指している。夕食時、地域の方を招いて行事を開催したり、保護者の就労支援状況を勘案して休日に行事を開催したりしている。

## ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年 6月10日（契約日）～ 2019年 1月 8日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成26〔2014〕年度）

## ⑥ 総 評

### ◇特に評価の高い点

#### 1. 地域共生社会の実現に向けて法人内の体制を整備し、関係機関や住民とともに、地域の実情に応じた取り組みを展開している

法人では第2期中期経営計画（平成27年4月～令和2年3月）を定め、「地域共生社会の実現と拠点体制の構築」を目指して「相談からサービスまで切れ目のない利用者支援の実現」などの「7つの柱」を掲げている。それに基づいて「倉敷」および「水島」の各エリア（拠点）が中心となって、拠点内の各事業所の活動状況や課題などを共有しながら取り組みを進めている。

特に平成30年度からは各事業所の日々の業務に加え、拠点内の事業所がチームを構成して実施する取り組みを5つのテーマに分類している（「繋（つなぐ）」「育（そだつ）・遊（あそぶ）」「学（まなぶ）」「暮（くらす）・働（はたらく）」「支（ささえる）」）。

そして、テーマごとに、毎月1回の会議「カテゴリーミーティング」を開催し、地域の状況に応じた事業（関係機関による事例検討会、住民主体のサロン活動、妊産婦同士の交流会、学齢期の子どもの居場所づくりなど）に取り組んでいる。

この取り組みは「地域共生社会の実現」という方針を掲げて、エリア（拠点）ごとに取り組むテーマ（6つのカテゴリー）をシンボリックに明示し、全事業所、地域住民、関係諸機関の連携を構築しながら地域の状況に応じて取り組む体制を整備しているものであり、高く評価したい。

なお、当園ではそれら拠点事業の担い手の一つとして取り組むなかで、支援が難しいケースについては児童相談所等との情報共有の機会を設けるなど、連携した支援体制を強化しつつある。それらの取り組みを各エリア（拠点）および事業所の事業計画により明確に位置づけ、計画的に充実させていくことを期待する。

#### 2. 夜間保育では、食育活動を幅広く捉え、子どもの生活や遊びを豊かに広げている

法人として、幼保連携型認定こども園、乳児保育園の運営をしているが、夜間保育園の「食育年間計画」は、法人の他の3園とは少し異なっている。期待する子ども像の「お腹のすく、リズムをもてる子ども」「食べたいもの、好きなものが増える子ども」などの5項目は同様であるが、当園では独自に栽培活動、夕食づくりなど子どもが身体を動かし、直接体験することを多く取り入れている。当園は、ほとんどの子どもが日中は同敷地内の乳児保育園や認定こども園での保育活動となり、全員が揃うのは午後4時頃である。栽培活動も早くても午後のおやつ以降となる。そうしたなかでも、5月には、3歳以上児の子どもたちで夏野菜について話し合っ、キュウリ、カボチャ、トウモロコシ、ピーマンなどを植えている。

栽培に必要な苗や用具は、保育者と一緒に近くのホームセンターに行き、いろいろな商品を見るなどして買い物体験している。

子どもたちは、保育者の指導で苗の生育を観察し、水やり、草取り、土寄せなどを行い、それぞれの野菜を収穫している。採れたての野菜はその日の夕食のサラダや厨房で料理してもらい、味わっている。夕食は4～5歳児が配膳の準備や手伝いを行い、子どもは大家族の雰囲気なかで食べている。調理活動は家庭でもできる弁当箱に彩りよく（ブロッコリー、ゆで卵、おにぎり、果物など）詰めることから始めて、寒い冬には鍋を囲み、食材も赤、黄、緑の3色分けにして、子ども同士や保育者と会話しながら食べている。

また、当園の場合は食材に直接触れる機会も多く、新鮮なキャベツの葉っぱをめくっていたら青虫が出てきて子どもたちはびっくりしたという。しかし、その青虫を皆で飼育して、蝶にしている。絵本の「はらぺこあおむし」と同じになった」と、子どもたちは喜んだという。こうした活動やエピソードは『園だより』で保護者にも伝えている。

このように、夜間保育では食育活動を幅広く捉えて子どもの生活や遊びを豊かに広げている。なお、2～5歳児は、認定こども園でも食育活動を行っている。

### **3. 夜間園の特性である生活に密着した家庭的保育や地域との関わりなどの実践は、保護者の子育て支援にもつながっている**

当園では、小ざくから夜間保育園の魅力として、①少人数で異年齢児がかかわる保育、②生活に密着した家庭的保育、③地域の資源を活用した多彩な社会体験、④「夜」という特別な時間、⑥地域との交流を通して行う保育を掲げている。なかでも、生活に密着した家庭的保育として、夕食時は準備・配膳のほか、折を見ては掃除や洗濯の方法も身につくよう援助している。

また、保護者を交えた活動を計画的に実施し、保育参加は夕方（17～18時）に行い、子どもと一緒に夕食づくりを始め、春と秋には「親子キャンプ」や「親子遠足」を行っている。これらは親子がゆったり触れ合う時間をつくり出している。一方、当園は地域密着型の保育園をめざし、地域との交流に積極的に関わり出している。季節の行事（夕涼み会、クリスマス会）等に地域の高齢者を招き、一緒に夕食を食べ交流を図るとともに、独居高齢者宅にも年2回訪問している。また、地域の祭り等に保育者と子どもが参加し、地域のさまざまな人と出会い触れ合っている。こうした当園の親の保育参加や地域との関わりなどの取り組みは、子どもが育つ上で必要な生活経験や社会体験を積み重ねるものとなっている。親が子どもにしてやれることとして大切なのは「楽しい思い出をたくさんつくること」と言われるが、夜間保育園の当園では保護者に代わってその一端を担い、保護者の子育て支援にもつながっていると思われる。

#### **◇特に改善を求められる点**

##### **1. 常勤職員か非常勤職員かを問わず共有すべき情報や知識等を改めて検証し、チーム一丸となったサービス提供体制の確立に向けた取り組みの強化に期待する**

当園は夜間保育園であり、保育時間は午前7時から深夜2時までであることから、それを担う職員の勤務時間が多様で、かつ非常勤職員の人員数が全体の6割以上であることが一つの特徴である。そのため、申し送りの方法や回覧物の閲覧方法などにさまざまな工夫をして職員間の情報共有に努めている。

しかし、時間帯や職員によっては、保護者からの質問に適切に対応できない場合があったり、深夜帯勤務の非常勤職員が会議や園内研修に参加できなかったりするなど、必要な情報や知識が立場や勤務時間によって共有し切れていない状況が生まれている。深夜帯の業務でも、例えば、リスクマネジメント（感染症、火災・自然災害、侵入者への対策等）の視点から考えると昼夜を問わず共通する重要課題は少なくない。さらには、深夜に迎えに来た保護者の状況を適切に把握できるかどうか、特に支援を要する子どもや保護者への支援において重要である。

常勤職員か非常勤職員かを問わず、チームとして共有すべき情報や知識などを改めて検証し、一体的なサービス提供体制の確立に向けた取り組みを強化することを期待する。

## 2. 子どもの安全確保のためにも、全職員が緊迫感を持って子ども・保護者への取り組みにあたることを期待する

当園は、保育の質の向上のための課題の一つとして、保護者の状況を、ともすればネグレクトなどの虐待につながりかねないと認識し、保護者に対する支援が保育の課題であるとしている。当園の場合、多様な就業形態や健康上の不安を抱えながら子育てしている保護者等もいるため、生活リズムが乱れがち子どもや気になる子どもが在籍している。そのことを踏まえ、全職員が虐待防止等についての研修を受講し、さらに「虐待防止等マニュアル」の読み合わせ等で知識や理解を深めている。また、法人内の事業所や地域の関係機関とともに開催する事例検討会の場で課題に取り組んでいる。具体的には、保護者からの相談ごとには随時園長・主任などがあたり、日常的には登降園時や連絡帳、行事、懇談会を通して保護者理解に努めている。また、子どもや保護者のありのままの状況を把握するため入園後は家庭訪問を実施し個別計画（保育プラン）に活用するとともに、定期的なアセスメントの見直しを行っている。

しかしながら、課題の解消にはなかなかつながらない現状がある。「虐待（不適切対応等含む）防止」は社会的にも問題とされ、しかも「保育園では異変が発見されやすい」と言われている。こうした背景からも、今後は子どもの安全確保を第一に、課題があるとされる子どもや保護者について緊迫感を持って具体的な現場での対応に取り組むことが求められる。加えて、これまでの職員会議や法人内の事業所・各機関との連携強化とともに、保育者をはじめとする児童福祉施設職員として、保護者（親・家族等）に対する援助技術（ファミリーソーシャルワーク）の学びと実践に取り組むことが期待される。

### ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

昨年度から管理者が変わり、良いところを引き継ぎながら手探りで体制を整え、特色を出していこうとしているなか、2回目となる今年度に第三者評価を受審することにより、強みと弱みをご提示いただいたことで、向かうべき方向性が見えてきたと感じます。

改善点として挙げていただいた2つの点についてはまさに課題であると認識しており、試行錯誤しながら職員全員で取り組んでいこうと考えています。

また、2020年には園舎を移転する（小ざくら第二保育園に改称）という園にとって大きな節目を迎えます。今回の評価を役立て選ばれる園になれるよう、より地域の方々とともに子どもたちの育ちにつながる豊かな体験を増やしていきます。

**⑧ 第三者評価結果**

別紙（p.7～39）の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

#### I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		評価
判断基準	a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	a
	b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)7.7% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人として、基本理念、基本方針、行動指針を明文化し、ホームページや広報誌「クムレだよりふれあい」(年3~4回、約1,000部発行)等に掲載するとともに当園を含む各事業所内で掲示している。                      ・法人名である「クムレ」は、ラテン語の「cumクム=ともに」と「vivereウィーウエレ=生きる」から引用した造語で、法人の「ともに生きていく」という基本理念を表現している。また基本理念は、利用者や家族・職員はもとより地域の方々と「ともに」という考え方を包含している。                      ・法人では全職員(正職員と嘱託職員A)に「ブランドブック」(「クムレ10の心得」を解説し組織の理念等を職員に理解・浸透させることを目的とした小冊子、嘱託職員Bには「ブランドカード(クムレ10の心得を表記)」を常に携行させ、経営会議、法人内研修などの機会に音読することを規定で定めている。                      ・当園では法人の方針に則って、ブランドブックの記載事項、法人スローガン、職員の心得などを職員会議で毎回唱和して共有することに努めている。                      ・保護者に対しては年度当初の保育参観日に基本理念等について説明し、欠席者には事業計画を配布している。</p>	

### I-2 経営状況の把握

#### I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		評価
判断基準	a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)46.2% b)38.5% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・事業経営をとりまく環境と経営状況に関しては、理事長および法人事務局が中心となって保育を含む社会福祉事業全体の施策動向を把握し、執行役員会および経営会議で法人全体の方向性を決定している。当法人では経営する事業所を「倉敷」および「水島(当園を含む)」のエリア(拠点)に分け、それぞれの拠点会議で法人の方針を共有するとともに、拠点内の各事業所の取り組み状況、地域貢献活動、拠点全体の課題等を協議してその共有に努めている。なお、当園の園長は法人における次長心得級の職員として経営会議のメンバーであり、法人の意思決定に関与している。                      ・法人では「地域共生社会の実現」に向けて両拠点を中心とした事業展開の方向性を明確に掲げて取組みを強化しており、拠点ごとに地域の福祉ニーズの情報収集と共有、方針決定を行う体制を整備してきている。                      ・当園は、現在の建物が築40年以上を経過して老朽化していることなどから令和2年4月に市内移転し、認可保育園(夜間)としてリニューアルオープンする予定で準備を進めている。</p> <p>■ 改善課題                      経営状況の把握および分析は理事長と法人事務局が主導し、その方針に基づいて拠点ごとに情報収集や共有を行うしくみに切り換えてきている。しかし、そういった法人の方向性を職員にどう周知し理解を浸透させるかは法人全体の課題となっている。さらなる取組みに期待する。</p>	

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		評価
判断基準	a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)23.1% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                  ・法人全体の方向性を踏まえ、「倉敷」および「水島(当園を含む)」の各エリア(拠点)が中心となって拠点内の各事業所の取り組み状況や課題などを共有しながら取組みをすすめるしくみである。特に平成30年度からは各事業所の日々の業務に加え、拠点内の事業所がチームを構成して実施する取組みを5つのテーマに分類している(「繋(つなぐ)」、「育(そだつ)」、「遊(あそぶ)」、「学(まなぶ)」、「暮(くらす)・働(はたらく)」、「支(ささえる)」。そしてそのテーマごとに毎月1回の会議(「カテゴリーミーティング」という)を開催して地域の状況に応じた事業に取り組んでいる。</p> <p>■ 改善課題                  当法人では拠点ごとのカテゴリーミーティングを核とした取組みの「ブラッシュアップ」(理事長)を課題としている。社会福祉法人の置かれている環境を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて役割を果たすという法人の方針は明確で拠点での取組みを強化しているものの、園長等の管理者層は職員の理解共有が十分ではないと考えている。さらなる取組みに期待する。</p>	

### I-3 事業計画の策定

#### I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		評価
判断基準	a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	a
	b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。	
	c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)23.1% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                  ・法人として制度改正や医療・福祉を取り巻く状況を踏まえ、第2期中期経営計画(平成27年4月～令和2年3月)を定めている。この計画は副理事長がリーダーとなり主に各事業所の管理者が中心となって原案を作り、経営会議に諮って策定したものである。そこでは法人の理念のもとに、「地域共生社会の実現と拠点体制の構築」を目指して「相談からサービスまで切れ目のない利用者支援の実現」などの「7つの柱」を掲げ、それぞれの柱ごとに具体的な取組みを明示している。                  ・中期経営計画は外部環境などの変化に応じて随時見直している。見直す場合には執行役員が検討して経営会議で承認されるしくみである。今年度は「地域共生社会の実現」を目指すという方向性をより明確化する観点から、「相談からサービスまでの切れ目のない利用者支援の実現」の項目に「地域住民との協働」の視点を盛り込んでいる(第2期中期経営計画ver3)。</p>	

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		評価
判断基準	a) 単年度計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	b
	b) 単年度計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c) 単年度計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)15.4% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人の中期経営計画を踏まえて拠点ごとに事業計画を作り、それを踏まえて当園を含む各事業所が単年度の事業計画を策定するしくみである。                      ・単年度の事業計画は全事業所が「事業所年度方針」「支援計画」「働きやすい職場づくり」などの共通の項目に添って記述している。また各々の項目も共通的に「達成目標」「実施計画」「実施責任者」等に分類して記述する形式にしており、可能な限り具体的に記述になるように法人として枠組みを定めている。</p> <p>■ 改善課題                      各事業所が作成する単年度計画の枠組みの統一によって、法人として記述内容の標準化と具体的な記述になるよう工夫に努めている。しかし、当園の事業計画の「達成目標」や「実施計画」の記述は、やや抽象的な範囲にとどまっているものも見受けられる。また、拠点の事業計画と当園の事業計画との関係性、あるいは法人の方針である「地域共生社会の実現」に向けた六つのカテゴリーによる取組みに対する当園での位置付けや関係性などは事業計画からは読み取りにくい。より充実した事業計画の策定に向けた取組みに期待する。</p>	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		評価
判断基準	a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)46.2% b)30.8% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・事業計画は、園長と主任が法人および水島拠点の方針や課題等を踏まえて原案を作成している。原案は拠点内事業所の責任者が集まって調整し、拠点会議で発表して理事長からのコメントを得たうえでとりまとめている。                      ・事業計画は毎年4月の職員会議で全員に配布するとともに事務所内に掲示し、終了した取組みには園長がチェックを入れ進捗状況を把握している。</p> <p>■ 改善課題                      事業計画は一般職員の意見集約等の機会は設けていない。職員への周知は行っているものの、できる限り事業計画策定過程での職員の参加や意見の集約・反映の機会が求められる。なお、今回の第三者評価の実施に伴って行った職員自己評価では、「職員の理解を促すための取組み」に関する項目に関して、肯定的な回答の割合が他の項目に比較してやや低位であった。事業の着実な実施のためには、職員の参加や理解のもとに事業計画の策定や振り返りなどが行われることが重要である。さらなる取組みに期待する。</p>	

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		評価
判断基準	a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	a
	b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c) 事業計画を保護者等に周知していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)15.4% c)0.0% 無回答)30.8%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人の事業計画はホームページに掲載するとともに広報誌(くもれだより「ふれあい」)に当該年度の法人方針と基本理念を掲載している。なお、ホームページや広報誌では法人および各事業所の様々な取組みの報告も掲載している。                      ・保護者に対する周知に関しては、法人副理事長(認定こども園園長)が保護者会(法人内の当園、認定こども園、乳児保育園、小規模保育園の4園合同)の役員に対し年度当初の役員会で事業計画の重点的な事項を中心に口頭で説明している。副理事長の説明はできる限り重点化して手短かに行っており、具体的にはホームページを参照するよう勧めている。                      ・上記のほか、園だよりに「今年度の保育について」と題して当該年度の取組みの計画を掲載して保護者への周知に努めている。</p>	

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

##### I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		評価
判断基準	a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)30.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・福祉サービス第三者評価事業の受審は法人の方針で事業所ごとに計画的に進めている。当園では平成26年度以来2回目である。                      ・毎年度、法人内の四つの保育園(当園、認定こども園、乳児保育園、小規模保育園)(以下「4園」)共通の内容で保護者アンケートを実施し、その結果は保護者に配布するとともにホームページで公表している。                      ・毎年度、アルバイトを除く全職員が第三者評価の評価基準(改定前のもの)をベースにした自己評価(乳児保育園と共通の内容)を実施し、その結果をまとめて改善の方向性とともにホームページに公表している。</p> <p>■ 改善課題                      毎年度の保護者アンケートや5年ごとの福祉サービス第三者評価の受審など、保育の質を振り返る機会を計画的に設けている。しかし、自ら質の向上に努める組織体制づくり、という点では必ずしも十分ではない。                      定期的な自己評価や第三者による評価の結果に対する分析、分析結果を踏まえた改善課題の抽出、などを行う「しくみ」が組織として定められ、それが機能していることが重要である。課題解決のための改善計画の策定、改善に向けた取組みの実施、取組み状況の定期的評価と改善計画への反映なども含め、いわゆる一連のPDCAサイクルを実現する組織体制(例:担当体制や委員会など)の明確化が求められる。</p>	

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		評価
判断基準	a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
	b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)30.8% c)7.7% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・毎年度に実施している保護者アンケートの結果に対して園長と主任で対応策を検討し、次年度の保育計画や全体の計画に反映することに努めている。                      ・職員の自己評価結果を園長と主任がまとめ、それに対する改善の方向性を明示してホームページで公表している。</p> <p>■ 改善課題                      保護者アンケートおよび職員自己評価の結果に対してはその都度に園長および主任で検討して改善策を各クラスに周知し、またホームページで取り組んでいる。しかし、アンケート等の「結果に対する分析」や「改善すべき課題」等の文書化、その職員間での共有、改善計画の策定と実施、実施後の評価、といった一連の組織的なプロセスの実施という点では必ずしも十分ではない。また、その各過程での職員参画の機会も明確には位置づけていない。                      評価結果に対する計画的な改善策の実施に向けて、さらなる取り組みに期待する。</p>	

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

#### II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		評価
判断基準	a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	b
	b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)38.5% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・園長の責務は法人の就業規則の役割資格、職群役割資格等級の中で明示しており、また、職制規程で決済権限も定めている。なお、法人の職務権限規程では、できる限りの権限の委任や下位職への移譲を明示しており、不在時も含めた意思決定の権限の所在を明確にしている。                      ・当園の園長は、法人内の障害者施設から異動して2年目である。保育所の経験はないが、法人の次長心得級の職員として法人の経営会議を始めとする多くの会議の主要メンバーの一人である。そのため、法人の方向性を良く知る立場にあり、自らはそれを職員に伝えながら園全体を同じ方向性に向けていきたいとしている。また、主任が保育経験の豊かな職員であることから役割を分担し、保育の現場は任せ、自らは外部との調整や実務的な業務を担うこととしている。</p> <p>■ 改善課題                      園長には当園での役割と責任の範囲をより明確にして職員や保護者へも周知し、法人の方針と質の高い保育の実現にその役割と責任を果たすことが求められる。                      主任との連携と役割分担を進めながら、より適切なリーダーシップの発揮に向けた取り組みに期待する。</p>	

II-1-1(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	b
	b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 69. 2% b) 23. 1% c) 0. 0% 無回答) 7. 7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・園長は行政から提供される情報や市内の保育関係者の会議に参加することで保育に関する制度の改正、職員の処遇改善に関する取扱いなど現行法令の把握に努めている。また、同敷地内の他園の園長(法人の副理事長と水島拠点の統括がそれぞれ就任している)は保育所の経験が豊かなことから適宜助言を得ている。                      ・職員に対しては行政や保育団体からの情報を回覧したり事務所内に掲示したりして法令等の適切な理解を促している。</p> <p>■ 改善課題                      保育所の施設長は自ら法令や倫理を正しく理解し、組織全体を積極的にリードしていく大きな責務を負っている。そのために遵守すべき法令等の十分な理解はもとより、職員が理解を深めるための体制づくりや教育・研修等の実施に関して強いリーダーシップの発揮が求められる。さらなる取組みに期待する。</p>	

II-1-1(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-1(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		評価
判断基準	a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
	b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 69. 2% b) 23. 1% c) 0. 0% 無回答) 7. 7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・園長は職員会議等で、意識的に4園共通の「職員の心構え」(挨拶は自分からする、など)や当園で定めている「人権倫理行動指針」(肯定的な言葉かけをします、など)に対する各クラスでの取組状況を把握し、必要な助言などを行っている。また、児童虐待の事件報道があれば会議や申し送りノートなどで必ず周知して注意喚起するなど、直接に職員に声をかけて指導力の発揮に努めている。                      ・保育所の移転によって、開園時間が長くなるので、これまで行ってきた当園での、一日の流れ、行事のあり方、地域住民との関係など、保育全般を見直して新たな特徴を出していこうと主任およびキャップ等と議論を重ねている。</p> <p>■ 改善課題                      園長は保育の質の向上に向け、積極的に職員指導に努め、また移転を好機とらえて保育全般の見直しに取り組んでいる。主任との適切な連携と役割分担をしつつ保育の質の向上に向けたさらなる取組みに期待する。</p>	

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		評価
判断基準	a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	b
	b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)23.1% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・園長は平成30年4月の就任以来、書類の合理化、子どもの午睡の時間帯の使い方、登降園システムやコンピュータシステムの見直しなどに取組み、実務の効率化、省力化に努め、職員に対しては、少しでも実務を効率化するよう指示し、また定時に帰るよう促している。                      ・看護師の採用や管理栄養士の専任化、学生アルバイトを就職につなげるなど、職員体制の整備に努めている。</p> <p>■ 改善課題                      園長は実務の効率化や職員体制の整備を通じて積極的に職員の業務負担の軽減に努めている。施設長には、人事、労務、財務等の各視点から常に現状分析し、コストバランスに配慮した効果的な業務改善に向けた具体的な取組みが求められるところであり、同様の意識を職員に浸透させるためのリーダーシップも不可欠である。さらなる取組みに期待する。</p>	

## II-2 福祉人材の確保・育成

### II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		評価
判断基準	a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	b
	b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)38.5% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人としての「キャリアパスの仕組み」を整備して職員のキャリアアップを支援する体制を整えている。それは「キャリアパス対応人事処遇制度」、「キャリアアップ支援の職員研修体系」、「業務目標管理評価制度」で構成され、職位に応じた役割資格の明示、キャリアアップ支援の職員研修体系、評価制度、が連動したしくみである。                      ・採用活動は法人事務局の人材確保対策室が担当し、ホームページによるPRや拠点ごとの職場説明会の開催、市内の民間保育所による民間保育所協議会で地域の保育養成校への説明会などを実施しているほか、新たに職員紹介制度を導入した。応募は実習を契機としたものの、口コミ、ホームページやSNSを見て、説明会に来て、という場合が多くなっている。                      ・当園の職員に関する人事異動は、本人の意向を踏まえて他職員の退職予定、異動希望などを勘案して法人内の保育所間(実質的に水島拠点内)で調整している。</p> <p>■ 改善課題                      法人として職員のキャリアアップのしくみを整備し、必要な人材の明確化、計画的な人材の確保と育成の体制を整備している。なお、保育士の採用はしだいに厳しくなりつつあり、目標とする保育の質を確保するためには、人材の確保・定着の取組みにおいてより一層の工夫が求められる。さらなる取組みに期待する。</p>	

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		評価
判断基準	a) 総合的な人事管理を実施している。	b
	b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c) 総合的な人事管理を実施していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)46.2% b)23.1% c)7.7% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人として「キャリアパス対応人事処遇制度」、「キャリアアップ支援の職員研修体系」、「業務目標管理評価制度」で構成される「キャリアパスの仕組み」を整備している。                      ・正職員については職位階層ごとに「期待する職員像」(職務・役割行動の求められる姿)を明示し、人事考課制度において、役割等級の昇降格等の審査、職員育成のための情報収集、などを行っている。具体的には、業務・目標管理評価、要素別評価、キャリアアップ能力開発目標などに関するシートを用いて、目標設定面接(5月)、中間面接(10月)、期末評価面接(3月)、を行って4月にフィードバックしている。                      ・以上のしくみは「キャリアパス運営手引き」などにまとめられて明示している。                      ・当園では本年度新たに主任を一次考課者に位置づけている。</p> <p>■ 改善課題                      法人として役割資格等級制度、研修制度、人事評価制度を連動させた総合的な人事管理制度を運営している。しかし、職員自己評価では「職員の意向・意見や評価・分析等に基づく改善策の検討」「自ら将来の姿を描くことができる総合的な仕組みづくり」の各項目において、肯定的な回答の割合が他の項目に比べてやや低位であった。これらの原因分析も含めて、より適切な運用に向けた取組みに期待する。</p>	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。		評価
判断基準	a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	b
	b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)30.8% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・有給休暇の取得状況は園長が職員各自が届け出る「有給休暇出簿」と勤務予定表を組むタイミングで把握している。また、法人では有給休暇の消化率50%を目標に取り組んでいる。                      ・当園では現在、午前2時までの深夜の時間帯に勤務する職員がいることから、園長は業務負担が過剰にならないように配慮している。                      ・個々の職員の面談の機会として人事考課面接があり、職員の意向の把握に努めている。また、法人では「ハラスメント」に関する相談窓口を設けている。                      ・法人の衛生委員会主導でストレスチェックを実施したりハラスメント対応窓口を設置したりしている。                      ・福利厚生制度としてはソウェルクラブ(社会福祉法人福利厚生センター)に入会していることでの各種サービス、そのほか職員互助会(四つ葉会)、5年ごとに研修旅行等がある。また、本年8月に当法人職員向けの企業主導型保育所を開設している。                      ・法人では、次世代育成支援対策法に基づく行動計画および女性活躍推進法に基づく行動計画を定めている。</p> <p>■ 改善課題                      法人としての働きやすい職場づくりに努めている。しかし、職員自己評価では、「職員の希望の聴取等に基づく総合的な福利厚生事業の実施」「ワークライフバランスに配慮した取組の実施」「改善策の反映と実行」に関する項目において、肯定的な回答の割合が他の項目に比較してやや低位であった。                      職員の就業状況や意向・意見を適切に把握するしくみや体制、その結果を分析・検討して改善に結びつける一連の取組みの充実が求められる。</p>	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		評価
判断基準	a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	b
	b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)46.2% b)38.5% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人として「キャリアパスの仕組み」の一つとして正職員を対象とした「業務目標管理評価制度」を整備している。                      ・職位階層ごとに「期待する職員像」(職務・役割行動の求められる姿)を明示しており、職位に応じて一人ひとりの職員が所定のシートによって5月中旬までに上司との面接を経て業務上の重点課題と目標、能力開発の目標などを設定し、10月の中間面接と3月の期末面接を経てその遂行度・達成度を評価決定する仕組みである。</p> <p>■ 改善課題                      法人として職員育成・研修のしくみと連動した個々の職員の目標管理のしくみを整備している。なお、業務目標管理評価制度は正職員を対象としたものである。当園では嘱託職員等の人数が全体の6割以上を占めており、一人ひとりに法人や保育所の目標や方針をどう徹底していくかが課題となる。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		評価
判断基準	a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)15.4% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人では職員のキャリアアップ支援を重要施策と位置づけ、キャリアパス推進室を設けて職員の教育・研修に関する計画や見直しに取り組んでいる。キャリアアップのしくみは、「キャリアパス対応人事処遇制度」、「キャリアアップ支援の職員研修体系」、「業務目標管理評価制度」で構成されるもので、職位に応じた役割資格の明示、キャリアアップ支援の職員研修体系、評価制度、が連動したしくみである。                      ・職員研修体系は、職位階層別にOJT、OFF-JT、SDS(自己啓発支援)の内容を定めている。OJTのしくみでは新任職員の早期育成を目的とした「クムパートナー制度」に取り組んでいる。これは主に新任職員を個別に担当する先輩職員(クムパートナー)を任命して社会人・職業人としての育成を図ろうとするものである。また、OFF-JTとして、法人研修、拠点ごとに行う拠点研修(事業種別研修、課題別研修)、外部への派遣研修を位置づけている。                      ・園内研修計画は主任が前年度の取組み等を踏まえて案を作り園長に相談して決め、主に正職員を対象に月ごとのテーマを定めて研修を実施している。</p> <p>■ 改善課題                      法人として期待する職員像を明示し、職員育成の体系的なしくみを整備している。当園ではそれらの活用とともに年間の園内研修計画をたてて取り組んでいる。しかし、園内研修は午後1時から3時くらいまでの間に行っているために参加者はほぼ正職員中心で、深夜勤務の非常勤職員が参加することは事実上難しい。深夜帯の業務内容は日中に比べて限定的とはいえ、夜の時間帯での子どもの安心安全を確保し保護者と適切にかかわるうえで職員が留意すべきことは少なくないと考えられる。非常勤職員を含めた育成課題の明確化と取組みの強化に期待する。</p>	

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		評価
判断基準	a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	b
	b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)23.1% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人ではクムパートナー制度という組織的なOJTのしくみを設け、新任職員等に対し、2年目以上の先輩職員をクムパートナーに任命して社会人および職業人としての指導や相談を日常的に行っている。具体的にはOJTチェックシートを用いて四半期ごとに業務の習得度をチェックするとともに、指導を受けている職員が2週間ごとに「研修ノート」に業務に関する所感を書き、クムパートナーがそれに対するアドバイスコメントを記入して指導している。なお、この制度は指導に当たるクムパートナー自身の成長(キャリアアップ)も目的としている。                      ・法人の研修の多くは経験年数や業務内容によって対象者が定まっており、当園でも対象となる職員を研修に参加させている。また、外部の研修実施機関による研修の開催予定については情報が入った段階で職員に情報提供して参加を促している。                      ・園内研修を実施するとともに、本年度から4園共通の取組みとして正職員対象に「キャリアパス生涯学習手帳」と名付けた2穴ファイルを配布し、内外の研修受講履歴と研修資料を各自が綴じ込んでいる。</p> <p>■ 改善課題                      法人として体系的な研修の計画やOJTのしくみを構築してきめ細かな職員育成の機会を設けている。しかし、当園は夜間保育園として午前2時まで子どもを預かっており、勤務時間が多様である中で一人ひとりの職員の教育・研修の機会をどう考えるかは課題である。その検討と取組みの強化に期待する。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		評価
判断基準	a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	b
	b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)30.8% b)38.5% c)0.0% 無回答)30.8%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      法人として「実習生の受入マニュアル」を整備し、目的、実習内容、注意事項等を定めている。なお、当園では実習の希望がなく、現状では受入れ実績がない。</p> <p>■ 改善課題                      マニュアルなど受入体制を整備しているが、受入れ実績はない。今後、移転を契機とした保育全般の見直しの中で、実習生の受入れのあり方に関する検討と方針の明確化を期待する。</p>	

## Ⅱ－3 運営の透明性の確保

### Ⅱ－3－(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ－3－(1)－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		評価
判断基準	a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	b
	b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)15.4% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人のホームページは本年度に刷新した。その運用は法人のメディア委員会が所管して管理している。ホームページでは法人概要、事業案内、情報公開(財務情報、第三者評価の受審結果、事業計画など)といった項目に分類して情報発信している。また「ブログ」のページは各事業所が独自に更新できる。                      ・法人の広報紙(クムレだより「ふれあい」)は年3～4回発行(約1,000部)発行し、保護者、協力してくれているボランティア、行政の保育担当課、子育て相談を行っている事業所などに配布している。なお、少しずつホームページなどによる情報発信を重視する方向に推移している。                      ・水島拠点では本年度から取組みを地域へ発信することを目的に「にじいろ新聞」を発行し(年3回の予定)、地域のボランティア、民生委員、主任児童委員、町会役員などに配布している。</p> <p>■ 改善課題                      ホームページを刷新し、法人の基本理念はもとより第三者評価の受審結果や財務諸表など積極的に事業の透明性の確保に努めている。しかし、その中で苦情・相談の体制や内容に関する情報は掲載していない。苦情体制は事業所単位であるため、苦情対応の結果は園内に掲示し、ホームページ等では行っていない、という。今日、サービスの質や利用者(保護者)からの信頼の向上を図るため、インターネットの活用も含めてより積極的な姿勢が求められている。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ－3－(1)－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		評価
判断基準	a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)15.4% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人では経理規程等を定めて、出納、財務、物品購入や設備工事の契約額に応じた決裁区分や経理上の基準を定め、また、職制規程、決裁権限一覧表で職位ごとの権限の範囲を明示しているなど、適切な経理事務の実施に努めている。                      ・上記の各規定は「規程集」としてファイルに綴じ込み、当園の事務所に置いてあり、職員は必要な場合に関覧することができる。                      ・内部監査については、内部監査法人を選任して監査を年1回実施している。なお会計事務所による外部監査の実施については現在準備中である。</p>	

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

Ⅱ－４－(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ－４－(1)－① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	b
	b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)15.4% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人では、第2期中期経営計画で「地域共生社会の実現」を明確に掲げ、倉敷および水島の各エリア(拠点)を中心として地域住民との協働による地域づくりを目指している。水島拠点内ではその一環として六つのテーマに分類したカテゴリーミーティングを開催し、地域の状況に応じた事業に取り組んでいる。                      ・当園では、月見会、クリスマス、七夕などの独自の行事に地域住民が参加したり、子どもが地域の独居高齢者宅を訪問して手紙を届けたりするなど、子どもと地域住民との交流の機会を設けている。また、敷地内の4園合同での秋祭り、正月のお飾り作りなどで地域住民が来園し、交流している。</p> <p>■ 改善課題                      当園では法人の方針に基づく地域との関係づくりを進める中で、地域住民との交流の機会が拡充している。地域への働きかけを強めて子どもが地域へ参加したり交流したりする機会を拡充することは、保育所が地域社会の一員としての社会的役割を果たす意味でも重要である。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ－４－(1)－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		評価
判断基準	a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	b
	b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)30.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人の職務遂行要領書の一つに「職場体験・ボランティアの受入れ」を明示し、その目的や受入れ手順、注意事項等を明示している。                      ・平成29年度から法人独自に「クムしいいきポイント制度」を行っている。この制度は当法人が経営する事業所でボランティア活動を行った者に対して1時間100ポイントを与え、1年間のポイント数に応じて当法人の事業所が作成した品物(野菜、洋菓子など)と交換するしくみである。                      ・地域の高齢者やボランティア団体が、定期的あるいは行事(七夕、月見会など)ごとに協力している。                      ・当園では子どもの遠足に、卒園した小学校3年生くらいまでの兄や姉も一緒に参加することができ、子どもと遊んでもらうボランティアと位置づけている。</p> <p>■ 改善課題                      法人として独自の制度を設けてボランティアの受入れを拡充しており、当園でも行事での受入れや学校教育への協力などを行っている。ボランティアの役割や位置づけ、受入れの現状と課題等を明確にし、より積極的なボランティアの受入れに取り組むよう期待する。</p>	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		評価
判断基準	a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)30.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・水島拠点での取組みの一つとして拠点内の事業所や他の機関(児童相談所、市の子ども相談センター、女性相談所等)による事例検討会を定期的(月1回)に行っており、当園からも職員が参加し、年1回程度は事例を提供している。                      ・当園では、市の子ども相談センター、児童相談所、児童家庭支援センターなどと日常的な関わりがあり、本年度にはそれらの機関を招き、関わりが難しいケースに関する情報共有の機会を設けた例がある。そのほか、保幼小連絡会議に担任が参加し、子どもの様子などを伝えている。                      ・要保護児童対策地域協議会(要対協)には、園としては参加メンバーではないものの、保育関係者の代表として法人副理事長(認定こども園・園長)が参加している。また、虐待あるいはそれが疑われる子どもが当園を利用している場合には、必要に応じて要対協からの要請に基づき、定期的に情報の共有を行っている。</p> <p>■ 改善課題                      ・拠点エリアでの多機関による事例検討会の開催など、法人での地域共生社会の実現に向けた取組みが広がりつつある。また、当園独自に関わりが難しいケースへの対応について関係機関と具体的な協議を行うなど、関係機関との連携が強化されてきている。                      ・園長によれば、親が精神的に不安定な状況にあるなど複雑な問題を抱える家庭の利用が増加しているという。配慮が必要な家庭や子どもへの支援など、関係機関との連携による支援体制の確立は重要な課題である。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。		評価
判断基準	a) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
	b) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)30.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・法人では拠点内の事業所がチームを構成して実施する取組みを6つのテーマに分類し、そのテーマごとにカテゴリーミーティングを開催して、地域の状況に応じた事業に取り組んでいる。                      ・当園では、「育」ミーティングの事業の一つとして妊婦を支援する「ブレママデー」などに、他園と一緒に取り組んでいる。また、拠点では、保育園を利用していない親子を対象とした「わくわく・ドキドキ保育園体験」(音楽、造形、玩具づくりなど毎月開催)、子育てサロン、園庭開放、子育て講演会(親子コンサートなど)などに取り組んでおり、当園も要請に応じて協力している。</p> <p>■ 改善課題                      法人が目指す地域共生社会の実現の取組みの一環として、水島拠点として地域への専門機能の開放・提供の取組みを強化している。なお、当園では拠点としての事業に協力する形で取り組んでいる状況である。拠点事業の充実とともに、当園の移転を契機にして災害発生時の地域住民との役割分担等も含め、地域とのさらなる関係構築と取組みの強化に期待する。</p>	

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		評価
判断基準	a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	b
	b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)38.5% b)38.5% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 当園では、水島拠点で実施している「にじいろカフェ」(地域住民を招いてお茶やランチする場)や「にじいろ赤ちょうちん」(地域住民と職員と一緒に料理と酒を楽しみながら交流する場)等の取組みに協力して参加する機会があり、そこでの地域の役員、民生委員、ボランティアなどとの交流の機会を通じて地域住民のニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 改善課題 当園では法人および水島拠点での諸事業を通じて他の専門機関や地域住民との接点は増えてきている。しかし、活動を通じて入ってきた声の単なる集約にとどまらず、主体的なニーズ把握とそれに基づく公益的な取組みの実施が求められる。さらなる取組みに期待する。</p>	

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

##### Ⅲ-1-1(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-1(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	a
	b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)23.1% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4園共同の園のしおり「小ざくらのご案内」に保育方針として「一人ひとりの人格を尊重し、個性を伸ばし自立を促す」と明記している。</li> <li>・職員一人ひとりが所持している「小ざくらハンドブック」には全国保育士倫理綱領と「望ましい保育者の心構え(独自作成)」が収められている。それは、年度当初に実施する全職員対象の「職員の基本姿勢」の研修で活用している。具体的な事例を通して、望ましい保育者としてのあり方を学んでいる。</li> <li>・基本姿勢や心構えは具体的な行動として、4園共同の「育児援助マニュアル」「職務遂行要領書」に記載されている。特に当園独自の「職務遂行要領書」では異年齢、夜間利用という特徴から様々な場面について「子どもに応じて」と個々の子どもへの配慮が盛り込まれている。</li> <li>・人権については法人全職員を対象とした、厚生労働省「子どもの人権セルフチェック」を活用し年1回自己評価を実施している。また、法人の人権倫理委員会で作された指針で園独自の行動指針を作成し保育室に掲示している。</li> <li>・保育者等の気になった関わり等については、「申し送りノート」に記載し共有され、毎月の職員会議において各クラスから実施状況を報告している。</li> <li>・異年齢児保育の特徴を活かし、年長児が年下の子どもを思いやることや年長児が当番活動等、子ども同士がお互いを尊重できるよう援助している。</li> </ul> <p>・なお、保護者に対しては、「小ざくらのご案内」で保育方針や基本姿勢が伝えられてはいるが、具体的な取り組みにまでは至っていない。保護者の理解を深めるための取組を期待する。評価は総合的に判断した。</p>	

Ⅲ-1-1(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。		評価
判断基準	a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
	b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。	
	c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)23.1% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当園の個人情報や肖像権については、「子どものプライバシーポリシー」としての規定がある。また、「子どもの虐待防止マニュアル」が整備され、発見のためのチェックリストや対応について規定されている。</li> <li>・虐待防止については、園内で職員全員が年1回、法人の専門研修を受講し、学んでいる。また、園長、主任が外部研修に参加し、職員会議で報告している。</li> <li>・子どもの安全とプライバシーへの配慮とが両立するよう、トイレのドアの上のみをガラスにするなど、異年齢保育ならではの工夫をしている。</li> <li>・プライバシーの保護については「小ざくらのご案内」に掲載し、保護者に知らせている。</li> <li>・不適切な事案が生じた時は、事故・苦情と共に対応方法をチャート式で周知している。また、職員相互に指摘し合える関係づくりを意識し、予防的な対応に努めている。</li> </ul>	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		評価
判断基準	a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	a
	b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)15.4% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望者に向けての保育サービス等の園の情報は、行政が作成するガイドブック(窓口で配布)や、当園のパンフレット、法人のホームページおよび広報誌「クムしだより／ふれあい」がある。法人のホームページには、保育方針や利用時間、料金等の詳細な情報の他に、子どもの活動の様子が写真やイラストで掲載され、保育内容をわかりやすく紹介している。(掲載情報は毎年見直して更新する)。</li> <li>・児童家庭支援センターや児童相談所、産科医院等日頃から連携している関係機関に「クムしだより／ふれあい」を配布し、ここからも利用希望者に対して情報提供されている。</li> <li>・当園は、保育時間や利用料等個別に状況が違い、複雑なため、利用希望者にはできるだけ見学を勧め、質問を直接受けながら説明している。見学希望者には、子どもの様子が見られる昼食時や夕方の活動の時間を紹介しているが、保護者の希望時間に合わせると共に、主任またはクラスのキャップが説明にあっている。</li> </ul>	

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		評価
判断基準	a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	a
	b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)46.2% b)30.8% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園決定後、法人の4園合同の説明会が実施されるが、合同説明会の前後の日程で個別面談を行っている。面談では園の過ごし方や利用料等保護者の事情に応じて丁寧に説明を行い同意を得ている(利用契約書の提出)。さらに「家庭環境調査表」を用いて、子どもの状況(食事・排せつ・睡眠等)や健康状態、保護者の就労状況等を一つひとつ確認している。また「慣れ保育」も含め、日中は同敷地内の乳児園や認定こども園に在園することになる子どももいることから、両園と緊密に連携を取り進めていくことを伝えている。ただし、両園を利用することに伴い、登降園時に保育室が変わることもあり、個別面談の時に保育者と一緒に保育室を確認している。</li> <li>・当園には様々な事情を抱える保護者もいるため、入園に際しては保護者の状況を把握するとともに要望等も丁寧に聞き取るよう努めている。</li> <li>・4園合同の説明会では、4園共通の園のしおり「小ざくらのご案内」に沿って、保育の方針、登降園のルール、病気や感染症の対応、持ち物等、園の生活について説明が行われている。全体説明会の後には、当園の夜間保育の特性(異年齢児保育等)や保育内容について具体的に説明している。</li> <li>・進級児については、年度当初の保護者会で新しい「小ざくらのご案内」と事業計画表を配り詳しく説明を行っている。</li> <li>・なお、当園では、その特性から子どもの利用時間や日課等にそれぞれに違いがあり、保護者にわかりやすく伝えるために写真やカードを活用する等の工夫を重ねて説明をしている。</li> </ul>	

Ⅲ-1-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		評価
判断基準	a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	C
	b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)46.2% b)30.8% C)7.7% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・保育所等の変更にあたり、現時点では引越しはあるが転園はないとしている。ただし、転園がある場合には、当園での園生活の様子がわかる「保育プラン書」を転園先に提出することを保護者に提案できるとしている。                      ・当園の子どもの殆どは、同敷地内の認定こども園、乳児保育園への移行となるが、両園とは通常から連携した取り組みを行い、両園への転園や進級は所定の様式「引き継ぎ書」に記載するとともに、口頭で説明を加えて引き継いでいる。                      ・当園では、今後は他園への移行をはじめ、夜間の特性から育児困難家庭への支援に伴う一時的受け入れなども考慮した取り組みが必要ではないかと考えている。</p> <p>■ 改善課題                      ・この項目に対しては、取り組みが不十分であることを園では認識している。園長は、一時保育についての問い合わせを受けたことがあり、その際にも手順や文書を整えていなかったため、口頭で行ったという。こうしたことから、保育所等の変更、継続に向けた今後の取り組みに期待する。</p>	

Ⅲ-1-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		評価
判断基準	a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	b
	b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)38.5% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・日々の保育の中では、子どもの表情や言葉から子どもの保育を意識している。そして、「人権倫理行動指針」を策定、その目的は子どもの活動・行動などに対し、'肯定的な言葉かけをします'とし、保育者としての具体的な言動を明示している。この取り組みは職員会議で各クラス毎に、毎月振り返り、成果や課題を報告し、確認している。                      ・満足度を把握し、改善点を明確化する取り組みとして、毎年「保護者アンケート調査」を実施している。その内容は、その内容は、保育内容、リスク、苦情・意見、保育と家庭について17項目である。結果は施設長及び3名のリーダー層で検討し、集計結果は保護者に報告し、ホームページ上で公表している。                      ・保護者会は、4園合同の総会が年1回、保護者役員会(当園からは役員1名)を年5回開催し、園長と主任が参加している。</p> <p>■ 改善課題                      ・当園として実施している「保護者アンケート」は、回収率が4割台と低率である。アンケート項目に対し、ほとんどの保護者は「はい」と回答しているが「保護者からの苦情・意見に対して、園から十分な回答や説明がありますか」の項目については「はい」の回答は7割である。                      ・今回の第三者評価で実施した利用者調査・「保護者アンケート」では、総合的な満足度は「大変満足」2割台、「満足」7割台と高率である。しかし、園に対する率直な意見の中に、保護者アンケート結果の反映を期待するコメントが寄せられている。保護者の立場に立った満足度の把握について、第三者の活用なども含め、適切な取り組みと改善に向けた活用が求められる。                      ・保護者アンケートを活用した満足度向上への取り組みは、具体性に乏しい。職員自己評価では、利用者満足に関する調査への取り組みにおいて体制が不明確であること、そしてアンケート結果を活用した具体的な改善が弱いという結果である。職員を巻き込んだ取組を期待する。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		評価
判断基準	a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	b
	b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c) 苦情解決の仕組みが確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)23.1% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の事業の透明性を図り、保護者の要望によく応られるように「苦情解決システム」を明確にしている。入園時に配布する説明資料「小ざくらのご案内」には、苦情解決システムを図式化し、また玄関にも掲示している。苦情解決システムには「第三者委員」が位置づけられ、その役割、氏名、連絡先が記載されている。玄関には「ご意見箱」を設置している。</li> <li>・苦情、要望は電話や口頭で伝えられるほかに「連絡帳」でも把握でき、園長・主任が参加して随時に検討し、「意見・苦情・要望発生処理報告書」に記載し、職員会議で報告、共有している。そして、結果は直接保護者に報告している。</li> <li>・苦情などの内容により公表したほうがと判断したときには、ここ数年はないが、園だよりやクラスだよりで公表している。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決システムに記載されている第三者委員の具体的な活用はされていない。活用の必要性や内容について検討を期待する。</li> <li>・今回の第三者評価で実施した「保護者アンケート」では、総合的な満足度は高いが、職員以外の人(役所や第三者委員)にも、相談できることをわかりやすく伝えてくれたかの質問に対し「はい」の回答率は、5割を切る。</li> <li>・職員自己評価でも、苦情解決の仕組みのわかりやすさについては、肯定率は6割である。苦情を申し出た保護者等へ配慮した上での公表については4割を切る。法人全体の取り組みとして、検討することを期待する。</li> </ul>	

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		評価
判断基準	a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	b
	b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)23.1% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から意見や相談・要望を聞く機会としては、定期的には年1回の個人懇談や日常の連絡帳等を活用している。また、相談があった場合は、当園事務所や同建物に1階にある相談室を活用できる状況がある。</li> <li>・「小ざくらのご案内」には、「保護者会を通じた意見の吸い上げ」のシステムが記載され、保護者会役員会を通じて、意見の吸い上げも行っていると紹介されている。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員自己評価では「相談や意見を述べたりする際に対応について、利用者にわかりやすく説明した文書を作成しているか」という点については、肯定率は5割を切る。「小ざくらのご案内」に関する内容について、検討する必要性が示唆される。</li> <li>・保護者役員会を通じた意見の吸い上げは、現状では機能していないので、その理由の分析、そして保護者の相談しやすさ、意見を述べる機会などについて、改めて検討することを期待する。</li> </ul>	

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		評価
判断基準	a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	b
	b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。	
	c) 保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)30.8% c)7.7% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・保護者から寄せられて意見や苦情については、即座に対応する方針を持ち、園長、主任に報告し取り組んでいる。</p> <p>■ 改善課題 ・職員自己評価では、保護者が相談しやすく意見への傾聴や相談や意見についての迅速な対応については、肯定率は7割台であるが対応マニュアルやその見直しについては、3割台の肯定率である。法人の研修内容では、家族支援を課題とし、保護者対応の一つに苦情対応を取入れているが、時間配分を見ても不十分さを感じる。改めて、苦情、要望、意見について深める必要性について検討を期待する。 ・今回の第三者評価で実施した「保護者アンケート」では「不満や要望を伝えるとき、職員はきちんと対応してくれか」の問いに対する肯定率は5割台で、取り組みの充実、改善の必要性が示唆される。当園の特徴として登園と降園時間の多様性があり、対応する職員の勤務時間も多様になる。そこでは、保護者の相談や意見の申し送り・共有の確実性と迅速な対応に向けた体制づくりが強く求められる。取り組みを期待する。</p>	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		評価
判断基準	a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	b
	b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)38.5% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・4園共通のリスクマネジメント分野のマニュアル(感染症、不審者対応、事故対応時)を作成している。 ・法人としてリスクマネジメント委員会を設置し、月1回の委員会を開催して法人内各事業からの事例の報告を受けている。 ・事故などの発生時は、「事故発生処理報告書」「ヒヤリハット処理報告書」に記載し、園長、主任に提出して助言を得、そして「是正」の必要性を判断している。事故等の発生時は、連絡帳で即座に全職員に周知共有している。そして、帳票「気付き・ヒヤリ・事故・意見・要望・苦情の件数」に毎月のデーターを記載し、また、今月の傾向と要因分析及び対策等今後の方向性やまとめ、として整理して職員会議で報告し、リスク予防意識の醸成を図っている。 ・水島拠点として、リスクマネジメント分野の研修会を実施し、全国的な事例や季節的に怒り得る事故、不慮の事故、不審者対応なども含めて取り上げ、当園としての対応について周知している。不審者対応については、通常の訓練のほか、保護者への連絡対応訓練を実施している。また、KYTの訓練の実施にも取り組んでいる。</p> <p>■ 改善課題 ・事故報告書では、同じ事故の繰り返しが目立ち、申し送り・周知の不十分さを問題視している。職員自己評価では、職員参画の基で発生要因を分析して改善策を検討していること、対策の実効性や実施状況や定期的な評価において、肯定率は5割台である。 ・当園の特徴として、登園と降園時間の多様性があり、対応する職員の勤務時間も多様であり、事故を検討する会議への参加も限られた職員になる。リスクマネジメントの意識、そして、決定事項の実践に向けた体制づくりが求められる。</p>	

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全の確保のための体制を整備し、取組を行っている。		評価
判断基準	a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	a
	b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c) 感染症の予防策が講じられていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)23.1% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当園としての感染症発生時の管理体制は、園長と必要に応じて同一敷地内の2つの保育園(認定保育園とに乳児保育園)の園長・副園長で検討している。新入職員は拠点の研修に参加し、また、当園としては、内部研修として、毎年手洗いチェックと吐物処理の研修を実施している。感染症マニュアルを各クラスに設置するなどの取り組みは、適切な対応ができることを意図している。</li> <li>・子ども達への感染症予防対策として、うがいや、手洗いなどについては、クラスの保育士と看護師が教えている。</li> <li>・感染症に対する保護者対応は、「小ざくらのご案内」に感染症について説明し、また、同敷地内の2つの保育園や近隣地域で感染症が発生した場合は、注意喚起する張り紙をクラスごとに掲示している。行政から発信されるメールについても配布している。また、季節に関わる病気や感染症の時期には「保健だより」に留意点などを記載し、配布している。</li> <li>・環境への対応として、温度管理、玩具の消毒等適切な方法を検討し実施している。</li> </ul> <p>なお、職員自己評価では「感染症に関する予防策が適切に講じられているか」と「マニュアルの見直し」について肯定率が低い。周知が求められる。また、子どもたちへの教育の視点から、さらなる充実を期待する。</p>	

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		評価
判断基準	a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)23.1% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園安全対応マニュアル—災害時の対応含むには、防災(火災)、地震、台風、浸水に対する対応策を記載している。また、4園合同で防災計画を作成し、毎月訓練を実施して、そのつど反省している。消火器の設置場所や使い方などを全職員に周知する研修がある。</li> <li>・職員の緊急連絡網を作成し、始業前後の場合の連絡として自宅にいる場合はメールを利用して安否の確認をすることに取り組んでいる。</li> <li>・食料や備蓄類などの備蓄リストを作成し、栄養士が定期的に確認し、管理している。</li> </ul> <p>■ 改善提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員自己評価では「子ども、保護者及び職員の安否の確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている」「防災計画などを整備し、関係機関や行政などと連携体制をつくり訓練を実施しているか」について肯定率は5割を切る。当園の特徴として、登園と降園時間の多様性があり、対応する職員の勤務時間も多様であり、訓練への参加者も限られている。全員が参加するための体制づくりが求められる。</li> <li>・防災訓練などに関する地域との連携は現在検討中である。また、立地条件などから災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策(BCP計画)については、今年度から拠点ごとに「災害対策委員会」を設置し、現在改善しながら検討中であり、成果を期待する。</li> </ul>	

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

#### Ⅲ-2-1 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-1-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		評価
判断基準	a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	a
	b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)15.4% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の提供において、基本となる部分を共通化するために、4園合同で一人ひとりの子どもを尊重した援助の標準化に取り組んでいる。</li> <li>・子どもへの関わり方を詳細に記した「小ざくら育児援助マニュアル」、クラス運営の仕事内容を明確に記した「職務遂行要領書」、デイリープログラムなど夜間保育園独自の「保育サービス提供手順書」が全職員に配布され、いつでも見られるように相談室(各1冊)に置いている。</li> <li>・法人内では感染症、安全、子どものプライバシー、虐待防止、不審者、事故・救急対応、苦情対応等の各種マニュアルを作成し、職員は必要に応じ閲覧している。</li> <li>・一方、OJTとして各職員にクムパートナーがつき、標準的な援助がされているかを毎月確認している。深夜帯も含め職員は常時複数いるので、お互いの援助のあり方について指摘しあっている。</li> <li>・また、公開保育では上記マニュアルに照らした保育になっているか、他園の職員から確認を受けている。</li> </ul>	

Ⅲ-2-1-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		評価
判断基準	a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	b
	b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)38.5% b)46.2% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種マニュアルは、毎年1～2月に各委員会、クラス、担当で見直し、キャップ会、職員会議で振り返りをした意見を持ち寄り、その後4園合同で検証・見直しをしている。変更事項は一目でわかるように赤字修正している。</li> <li>・保護者からの意見は、送迎時のやりとりや連絡帳、個別面談、保育参観等の機会を受け止め、標準的な実施方法の見直しに活かしている。</li> <li>・持ち物につける名札の位置がわかりづらいという意見があり、園のしおり「小ざくらのご案内」の持ち物の掲載写真により、わかりやすくした。また「保育プラン書」の書式や週案の書式を変更している。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のような取り組みが行われているが、この項目に対する職員の自己評価は38.5%と低率である。「正職員以外にはわからない」というコメントもある。見直しに関して正職員、非常勤職員の区別なく、意見が反映される取り組みに期待する。</li> </ul>	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。		評価
判断基準	a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	b
	b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)38.5% b)46.2% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園時に保護者との個人面談で、入園前の子どもの状況、保護者の養育状況を4園共通の「生活環境調査表」「健康診断表」等の書類で確認するとともに、保護者の要望なども聞き取って把握している。特に、夜間園の仕組みや内容を事前に説明をしているが、改めて時間、料金等を確認している。</li> <li>・食物アレルギーを持つ子どもなどの入園に際しては、看護師、栄養士も同席し、また、法人内の児童発達支援事業所および行政から見守りが必要とされる子どもが入園する場合は、行政や各機関との連携を図りながら、子ども、保護者の状況を把握している。</li> <li>・これらの情報は、職員会議で周知・共有され、個別の「保育プラン書(生活と遊び)」と異年齢児保育の指導計画が作成される。入園後は、加えて連絡帳や登降園時の保護者との対話から課題やニーズを聞き取り、複数の保育者で話し合い指導計画を作成している。</li> <li>・指導計画は「職務遂行要領書」の手順に従い、「全体的な計画」に基づき「異年齢児保育(0～1歳児と2～5歳児)」の「月・週案」と個別の「保育プラン書」を作成し、月末には振り返りを行い、次月に活用している。</li> <li>・当園では子ども、保護者の状況をより詳しく把握するために、入園後に家庭訪問を実施し保育の参考にしている。</li> <li>・個別指導計画である「保育プラン書」は、年度末に育ちの記録として保護者に返している。</li> <li>・児童票には、保育の経過記録や発達の指標等を記録し、児童票等のアセスメントの見直しは、年度末にリーダー、主任、園長が適切に行っている。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この項目に対する職員自己評価は低率である。職員の46.2%が「アセスメントに基づく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組みが十分でない」としている。改めて職員への周知を図るとともに今後の取り組みに期待する。</li> </ul>	

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		評価
判断基準	a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	b
	b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)30.8% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当園の利用園児は0～5歳児であるが、利用時間帯は年齢により異なる。年齢による保育を大切に、乳児保育園と認定こども園と連携して保育を提供している。そのため、保育内容は両園と連携をとり進めている。</li> <li>・当園では、0～1歳児、2～5歳児の異年齢児保育となり、指導計画も異年齢児の指導計画である。0～1歳児の「月・週案」には、今月のねらい、子どもの姿、保育者の配慮、家庭との連携などを定め、主に生活面(食事、排せつ等)を、2～5歳児では生活と遊びを中心に作成している。</li> <li>・当園では、子どもの居場所が家庭、日中の保育園、夜間園となるため、安定して過ごせるように「保育プラン書」を介して保護者との連携を心がけている。</li> <li>・「月・週案」や「保育プラン書」の立案は、複数の保育者で話し合い、作成の手順は「職務遂行要領書」を参考にしている。また、月末には保育内容を振り返り、自己評価と子どもの評価を行い、主任、園長に提出し翌月に活用している。</li> <li>・「全体的な計画」「年間指導計画」については、4園の主任、副園長、主幹保育教諭、園長等が年度末に振り返りと見直しを行っている。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <p>職員自己評価の経営層の合議では、着眼点の指導計画の見直しの時期や保護者の意向把握、関係職員に周知する手順等の3点が特に実施ができていない結果になっている。要因分析と対策が急がれる。</p>	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		評価
判断基準	a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	b
	b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)30.8% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・子ども一人ひとりの状況は、児童票(発育・健康状況・家庭での生活状況・保育経過記録等の収録)や個別の「保育プラン書」、複写式の「連絡帳」などで記録している。「保育プラン書」は、1歳6か月からは2カ月ごと、3歳以上児では前期・後期に分けて援助や配慮、保護者の要望等を記載している。                      ・「保育プラン書」や子どもの記録についての指導は、差異が生じないように主任、園長が指導している。                      ・「月・週案」「保育プラン書」は、職員会議で周知と共有を図り、職員は、日々の出勤時に前日からの引継ぎノートや登降園時の状況を管理システムで確認している。また、毎日の連絡会および連絡ボードに目を通すことを必須としている。</p> <p>■ 改善課題                      ・この項目に対する職員自己評価は53.8%と低率であるが、異年齢児保育の指導計画、個別の「保育プラン書」等の実施状況の記録は適切に記録されている。職員間の共有化についてのさらなる取り組みに期待する。</p>	

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		評価
判断基準	a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	b
	b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)15.0% c)0.4% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況                      ・子どもに関する記録の管理は、法人が定める「個人情報管理規定」に従い、入園時に保護者に説明している。法人発行の広報誌、ホームページ、園だより、子どもの映像や名前など個人が特定できるものは保護者に無断で外部に提供しないというものである。                      ・児童票や「保育プラン書」を含む指導計画、子ども、保護者に関する懇談記録等は、職員室の書類棚に施錠し保管するとともに、保育園運営規定に帳簿類の保存年限を定めている。また、子どもの記録管理にあたっては、職員にパソコンへのアクセス権限を設けている。</p> <p>■ 改善課題                      ・保護者に対し、法人の定める「個人情報管理規定」の説明はしているが、保護者からの開示請求に対するルール、規定の説明はなく、今後の説明に期待する。評価は、総合的に判断を行った。</p>	

## A-1 保育内容

### A-1-(1) 保育課程の編成

A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。		評価
判断基準	a) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成している。	a
	b) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。	
	c) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69. 2% b)23. 1% c)0. 0% 無回答)7. 7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育課程は、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園が共通とする「全体的な計画」と改められた(以下、全体的な計画)。</li> <li>・当園の「全体的な計画」は、法人の理念「ともに育ち、ともに生きる」や、保育目標の「生きる力を育む」などを軸に「保育所保育指針」「認定こども園教育、保育要領」「児童福祉法」「認定こども園法」「教育基本法及び学校保健安全法」「児童の権利」等を参考に編成している。</li> <li>・「全体的な計画」の内容は、法人の4園が合同で作成している「小ざくらの保育のみちすじ」と、乳児保育の3つの視点(健やかに伸び伸びと育つ等)や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿等を意識した教育および保育とし、加えて子どもの心身の発達や家庭の状況、小学校との接続、保育時間等への配慮、地域の実態に応じた子育て支援などに取り込み、園の全体像を包括的に示している(法人4園同様)</li> <li>・「全体的な計画」の立案は、クラスのリーダーが出席するキャップ会議を経て、法人4園の主任、主幹保育教諭、副園長、園長が中心となり作成し、年度末には、同じくキャップ会議で検証の上で、4園合同で主任以上が評価・見直しを行っている。</li> </ul>	

### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		評価
判断基準	a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61. 5% b)30. 8% c)0. 0% 無回答)7. 7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間保育園の当園は、建物の一部は「児童発達支援事業所」、敷地内には認定こども園、乳児保育園があり、それぞれに連携をした保育を行っている。</li> <li>・当園では、何よりも子どもが安心して生活と遊びができるように居心地のよい保育室や空間の環境づくりに努めている。</li> <li>・0～1歳児(2階)と、2～5歳児(1階)の保育室は採光、換気、保温に配慮し、トイレ、水回り等も掃除が行き届いている。また、長時間過ごすため衣類等の持ち物も多いが、専用の収納家具を備えて子どもが使用しやすくしている。</li> <li>・食事や排せつ、睡眠、遊びのコーナーのスペースが確保され、発達を考慮した玩具等の他、リラックスできる「ハンシン」ものの絵本なども備えている。</li> <li>・子どもは、日中の集団遊びとは異なり、2～5歳児の異年齢で、畳やソファで好きな絵本や玩具で関わり合って遊び、天気の良い日は公園に出かけたり、園庭遊びや植物栽培の手入れをしたりして過ごしている。</li> </ul>	

A-1-1(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		評価
判断基準	a)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
	b)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	
	c)一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)38.5% b)53.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの最善の利益を考慮し、子どものあるがままの姿を受け止め、受け入れ、容認することを受容と呼ぶが、当園では保育方針や「望ましい保育者の心得」の中でこのことを大切に uptake 取り組んでいる。</li> <li>・特に当園の保育では、子ども、保護者の生活背景なども十分に考慮することが求められる。保護者の就労等に合わせて、開園(11時)前に登園する子ども(認定こども園と乳児保育園での保育)や、開園してから登園する子ども、そしてまた降園も17時30分頃から始まり、26時までの延長保育時間を利用する子どもなどが在籍し、その対応も一律ではない。</li> <li>・子どもの中には疲れたり、食事中に眠くなったりすることもあり、保育者は子どもの生活リズムに合わせた食事、睡眠、保育活動の援助を行っている。</li> <li>・こうした援助は、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での養育状況を児童票や連絡帳、登降園時の保護者との対話等から把握し個別の「保育プラン書」に活用して保育者間の連携のもとに実施されている。</li> <li>・「保育プラン書」の実施や振り返りは「育児援助マニュアル」を参考に進め、必要に応じて保育者間で随時話し合っている。また、毎月の職員会議でも子どもや保護者の状況を報告し対応を検討している。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この項目に対する職員の自己評価は低率である。とりわけ経営層の合議においては「子どもに分かりやすい言葉づかいで、穏やかに話している」「せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている」では、不十分だと判断している。また、今回の訪問調査時に子どもの現状への対応が不十分であることを認識し、課題を明確に取り組んでいることがヒアリングや職員会議の記録等からうかがえた。今後の取り組みに期待する。</li> </ul>	

A-1-1(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		評価
判断基準	a)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
	b)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c)子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)30.8% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な生活習慣(食事、排せつ、着脱の仕方他)を身につけるための援助には、4園共通の「育児援助マニュアル」を作成し活用している。</li> <li>・当園の殆どの子どもは、午前中は乳児保育園と認定こども園での保育となり、基本的な生活習慣についても「育児援助マニュアル」や「保育プラン書」を介して両園と連携をした取り組みを行っている。なお、開園から登園する子どもは当園で同様に行っている。</li> <li>・保育者は、口頭で両園からの子どもの状況を引き継いで帰園している。その後の子どもは、0.1歳児、2～5歳児の各保育室での生活と遊びとなる。</li> <li>・帰園後の基本的な生活習慣についても「保育プラン書」のもとに援助が行われている。また、連絡帳を活用し家庭での様子も保護者から聞いている。</li> <li>・当園は異年齢児保育となるため、年長児の手の洗い方、食事、排せつの仕方等を年少児が見て真似る機会も多く、訪問日にも手洗い、トイレなどを一緒にしている姿が見られた。ただし、登園が遅かったり、生活リズムが整わなかったりする子どもへの援助は時間をかけて丁寧に行うように心がけている。</li> <li>・異年齢児保育の指導計画には、基本的な生活習慣に関する、絵本、紙芝居、パネルシアター(布貼り絵)、歌などを通して子どもたちに自分の体を守ることに関心を持たせている。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長い時間を保育園で過ごす子どもたちに、生活リズムや基本的な生活動作を身につけることに力を入れている。ただし、登園時間や生活リズムが整わない子ども等の保育の難しさもうかがわれる。異年齢児との関わりの良さをさらに活かすなど今後の取り組みに期待する。</li> </ul>	

A-1-1(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		評価
判断基準	a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
	c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)84.6% b)7.7% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当園は夜間保育園であるが、年齢の異なる0～5歳児と一緒に生活と遊びをすることで「人とかかわる力」を育み、家庭に近い生活体験、社会体験、地域との交流を味わうことを園の特色として掲げている。</li> <li>・殆どの子どもは、日中は乳児保育園、認定こども園での保育活動となり、当園で全員が揃うのは午後からとなる。帰園した子どもは、0～1歳児(2階)と2～5歳児の保育室(1階)で保育者の見守る中で、生活や思いの好きな遊びで過ごしている。</li> <li>・室内の2～5歳児の異年齢児同士の遊びは、年少の子どもが年長の遊びをまねることも多く、年長の子どもが「こうした方がいいよ」などと教えながら遊んでいる。</li> <li>・遊びのコーナーには、子どもが自ら選んで遊べるように、発達に沿った玩具をはじめ仲間で遊ぶカード類や知的な玩具、季節の絵本等も整えている。</li> <li>・夜間ならではの行事では、地域の高齢者を招いて開催する夏の花火大会、秋のお月見会などを一緒に楽しみ、交流している。</li> <li>・午後からではあるが、子どもたちは地域に出かけ、公園での運動遊びを始め、郵便局の仕事を知ったり、地域の行事に参加したりしている。また、保育者と一緒にスーパーでの買い物体験するなど生活と遊びの幅を広げている。</li> </ul> <p>なお、職員自己評価の肯定率は高い。一方、経営層は「様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している」では、不十分であると判断している。理由は、夜間のため楽器は扱えないとしているが、楽器や造形遊び等は日中の乳児保育園や認定こども園でも実施され、評価は総合的に判断した。</p>	

A-1-1(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)30.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室は、採光を考慮した2階にあり、安全と清潔に心がけ、0～1歳児が安心して過ごせるよう生活と遊びのスペースを区切り、子ども一人ひとりの生活リズムに配慮した保育を心がけている(0～1歳児が同室)。</li> <li>・「全体的な計画」に基づく、乳児(0歳児)の3つの視点、①健やかに伸び育つ、②身近な人と気持ちが通じ合う、③身近なものに関わり感性が育つを念頭に、具体的な「月・週案」と個別の「保育プラン書」を作成している。</li> <li>・日々の子どもへの援助等は、デイリープログラムに保育者の動き等が詳細に記載されている。</li> <li>・現状の保育は、乳児保育園(11時まで)で過ごした子どもを保育者が迎えに行き、個別の子どもの健康等を詳細に引き継ぎ、直接、夜間保育園に登園した子どもと一緒に保育が行われている。</li> <li>・当園では、乳児保育園と同様に愛着形成のために同じ保育者が子どもに関わるようにし、食事、排せつ、着脱などの援助は乳児保育園と同様に緩やかな担当制と名付けて進めている。また、遊びは個別の発達に沿った玩具や絵本等を整えるとともに、自然に触れることや体を動かすことを計画的に取り入れている。</li> <li>・健やかに育つための健康面への配慮は、看護師、栄養士を含め、全職員が毎日「健康チェック表」で、全園児の体調を確認してから保育を行っている。</li> <li>・当園の保育は深夜2時までであり、午後10時以降の保育は専任の決まった保育者が、日中の保育からの子どもの状況を引き継ぎ保育に当たっている。</li> <li>・保護者とは、日々の連絡帳、登降園時の対話を大切にするとともに、「保育プラン書」等で子どもの育ちの共有に努めている。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員自己評価の自由意見に、「0歳児の生活スペースが十分あるとは思わない」などの意見が散見される。保育室は、1歳児との共有スペースであることから、今後の検討課題と言える。なお、当園は、令和2年4月には市内に移転し、認可保育園(夜間)としてリニューアルオープンする予定で準備を進めている。</li> </ul>	

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)38.5% b)53.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当園の開園時間は、午前11時である。開園前の保育は乳児保育園、認定こども園での保育となる。11時に当園の保育者が乳児保育園まで迎えに行き、子どもの健康、活動内容、連絡事項等を引き継ぎ、帰園する(当園へ直接11時に登園する子どももいる)。</li> <li>・1歳児は、給食の準備を保育者の援助で行い、食事コーナーで発達に沿った椅子(背もたれ、足台)とテーブルに着き、少人数(2~3名)で食事している。</li> <li>・1歳児の保育は、乳児保育の3つの視点を踏まえつつ、1歳以上の養護と教育(健康、人間関係等の5領域)の観点を「全体的な計画」に位置づけ、「年間指導計画」「月・週案」、個別の「保育プラン書」で一体化した養護と教育となるように取り組んでいる。</li> <li>・個別の「保育プラン書」は、小ざくらのご案内や「小ざくら保育のみちすじ」の発達過程を参考に作成し、特に夜間保育となるため、子ども一人ひとりの健康や安全には留意している。また「保育プラン書」は、歩行ができる、自己主張も始めるなど、発達が著しいこの時期を意識的に受け止めて作成している。</li> <li>・10月の「月・週案」の例では、保育のねらいを「自分で手をすり合わせて手を洗おうとする」などとして個別に援助している。</li> <li>・基本的な生活習慣の取得に向けては、同室の0歳児と同様に保育者間の緩やかな担当制で行われ、遊びについては、給食後や午睡後の自由遊びで保育室の玩具、絵本類、園庭での乗り物遊びなど好きな遊びを保育者と一緒に楽しんでいる。</li> <li>・保護者とは、連絡帳、登降園時、「保育プラン書」を介して子どもの状況の共有に努めているが、職員間、保護者との連携の難しさもかがわれる。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員自己評価は低率である。自由意見には、乳児と同様に「十分な環境や玩具などが整備されているとは思わない」の意見が散見される。当園は、0~1歳児は同室となるが、同室であることのプラス面やマイナス面など、保育環境を含めて改めて職員会議等で話し合いを持ち、今後を活用することを期待する。</li> </ul>	

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)23.1% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以上児の保育では、ほとんどの子どもは、日中は認定こども園での保育となり、当園は午後から2~5歳児の異年齢児保育となる。そのため、保育内容や方法は認定こども園と連携をして連動するように配慮している。</li> <li>・4園共通の「全体的な計画」に基づき、幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿を念頭に、2~5歳児の異年齢児保育の指導計画を作成している。</li> <li>・「全体的な計画」で、保育の特色は、夜間の保育であること、異年齢児保育を行うこと等を明示し、その上で法人の他3園と同様に5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現他)を中心とした子どもの主体的な遊びを行うとしている。</li> <li>・2~5歳児の主活動は、午前中に認定こども園で実施され、帰園後の当園では主体的な自由遊びは室内のみではなく、戸外で自然に「触れたり、公園で運動遊びをしたり、また、子どもの発案でさまざまな「ごっこ遊び」(お祭りごっこ等)を異年齢児で楽しんでいる。10月の2~5歳児の「月・週案」の例では、お店屋さん遊びや戸外遊びにおいて、年少児・年長児が役割分担や遊具の貸し借り、ルールを守って遊ぶ姿を捉えている。また「生活していく力」につながるようにと、掃除や配膳だけではなく、洗濯機の使い方も知らせている。行事の夕涼み会、お月見会、クリスマス会には地域のお年寄りを招き、世代間交流を図る取り組みを行っている。</li> <li>・一方、保護者とは、夕方からの保育参加後に親子での調理活動や親同士との交流も兼ねて親子遠足を実施し皆で楽しんでいる。</li> <li>・2~5歳児の個別の「保育プラン書」は、「認定こども園」の保育内容と連動して作成し、保護者との共有に努めている。</li> </ul>	

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)23.1% b)38.5% c)0.0% 無回答)38.5%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人4園で「ともに育ち、ともに生きる」の法人理念のもと、障害のある子どもに対して前向きな保育を行っている。</li> <li>・歩行未獲得の子どもに対して設備的にはバリアフリーになっていないが、2階にあがるときには保育士が抱きかかえている等工夫している。また、周囲の刺激の調整が難しい子どもに対して、コーナーを仕切る、静養室を活用する等の工夫をしている。</li> <li>・当園には発達支援事業所を併用して通園している子どももいるため、発達支援事業所の専門職からの協力や、保護者の同意を得て特別支援児保育アドバイザーから助言を受けるなどで個別の「保育プラン書」を作成している。当園の「保育プラン書」と発達支援事業所の個別支援計画とを共有したり、連絡帳で子どもの日々の状況を伝え合い、保育への反映に努めている。</li> <li>・全職員が法人内研修の「子どもの理解」「障害の捉え方と特性の理解」に参加し、特別な配慮が必要な子の保育に対する知識を得られるようにしている。</li> <li>・一方保護者とは、送迎時や連絡帳、「保育プラン書」を介しての情報交換や共有を行っているが、送迎の時間帯によっては担任と話せる機会が少なくなることもあるため、電話等積極的に連絡を取るようになっている。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のようにさまざまな取り組みを行っているが、職員自己評価は23.1%と低率である。特に、着眼点「障害に応じた環境整備」や「計画に基づいて、子どもの状況や成長に応じた保育」で肯定率が低い。園舎が古く環境面の限界はあるが、新園舎においては、障害のある子に配慮した環境面の工夫を期待する。また、クラスの指導計画と個別の保育プランとを関連づけて取り組み、職員全体で子どもの成長を確認されるよう期待する。</li> <li>・当園では、すでに多様な子どもの受け入れを行っているが、医療的な配慮を必要とする子ども等、多くの配慮を必要とする子どもの地域のニーズを掘り起こし、受け入れについてさらに検討することを期待する。</li> </ul>	

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b)長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)38.5% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本の保育時間は11～22時で、7～11時と22～26時の延長保育がある。0～2歳児は11時まで敷地内の乳児保育園で、3～5歳児は16時まで幼保連携型認定こども園で過ごしている。乳児保育園、認定こども園在籍の子どもで19時以降の延長保育を利用する場合は当園を利用している。当園の保育士が時間になると迎えに行っている。</li> <li>・長時間保育が基本のため、園を「大きな家族」と捉え、保育の特色として「家庭に近い生活体験、社会体験、地域交流」を掲げている。</li> <li>・当園の子どもは、乳児保育園・認定こども園から帰園すると、制服から私服に着替えたり畳のスペースでくつろいだりしてリラックスできるようにしている。年齢に応じて玩具のコーナーを設け、自由に玩具や絵本で遊べるようにしている。また、時間帯により、疲れて帰ってきても帰園後すぐに食事や昼寝ができるよう、子どもの受け入れを準備している。</li> <li>・夕方からは散歩や買い物、図書館など地域に出かけて多様な体験ができるように工夫をしている。また、家庭的な雰囲気を大切にし、夕食は準備、配膳、片づけを子どもと一緒にいき、保育士も一緒に食事する。年齢に応じてスープやご飯を鍋・釜からよそったり、サラダにドレッシングをかけたり、当番で行っている。</li> <li>・乳児保育園・認定こども園との引き継ぎ、深夜保育担当への引き継ぎは、子どもの連絡帳や引き継ぎノートおよび口頭で行っている。連絡帳は24時間の生活が記入できるもので、排泄や授乳・食事等の時間を保護者・それぞれの保育士が記入できるようになっている。当園内での引き継ぎノートは、職員室にあり、常に確認してから職務に当たることになっている。</li> <li>・保護者との連絡は主に連絡帳を通して行っているが、登降園時のどちらかで担当職員が顔をあわせられるようシフトを工夫している。</li> </ul>	

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		評価
判断基準	a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
	b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)53.8% b)23.1% c)0.0% 無回答)23.1%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当園の就学児は6名である。日中の保育は認定こども園の就学児と一緒に活動であるため、就学についても、4園共通の「全体的な計画」の中の「小学校との接続」の位置づけも同様であり、認定こども園と密に連携をとり、互いに保育内容を把握することに努めている。</li> <li>・認定こども園の保育教諭が計画的に小学校をイメージする絵本や小学校の見学、就学児の健診などで小学校への期待を持たせている。</li> <li>・夜間保育園としては、異年齢児保育の中で5歳児には、遊びと生活の中で年長児としての自覚や役割を果たすことの大切さを経験させたり、伝えたりしている。また、当園の5歳児の担当者は、認定こども園の保育教諭と一緒に地域の「幼保連絡会」に参加をし小学校と情報交換を行い、その中から、就学児には入学後に戸惑わないように、チャイムを活用して行動の切り替えをすることなどを体験させている。</li> <li>・保護者に対しては、就学に向けての生活リズムを整えることの大切さを伝えるとともに、個別懇談会で就学に関する不安や相談に応じている。</li> <li>・就学児の保育指導要録は、5歳児担当者と主任が作成し園長の確認を得て小学校に送付している。</li> </ul> <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学については、「全体的な計画」に位置づけているが、具体的な取り組みのほとんどは、認定こども園が行っている。夜間保育園としては現状では特に就学児(5歳児)を意識した指導計画は作成されていない。2019年度の事業計画のなかでは「小学校への接続を意識して、自立に向けた支援を取り入れていく」とする記載がある。認定こども園との連携を踏まえつつ、当園の就学に向けた今後の取り組みに期待する。</li> </ul>	

### A-1-(3) 健康管理

IV-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		評価
判断基準	a) 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)84.6% b)7.7% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康支援／状態把握・増進・疾病対応を「全体的な計画」に位置づけ、健康および発育発達状態、継続的な把握等を明示している。これを受け4園合同の看護師ミーティングで「保健の年間計画」を作成し、保護者への働きかけも含め、計画的に健康管理を行っている。</li> <li>・入園時に児童票や「生活環境調査票」で健康状況を確認し、年度初めや予防接種実施時など、健康情報に変化があった場合は、児童票に追記し保育間で共有している。</li> <li>・当園への受け入れ時は、健康マニュアルに従って子どもを視診し、連絡帳で健康状態を確認する。16時には健康状態を確認(検温)している。</li> <li>・服薬については、服薬ミスを防ぐために取り扱いの流れを具体的に定めて、保育者全員に周知を図り実施している。</li> <li>・乳幼児突然死症候群について職員研修を行い、理解と対応方法を周知している。生後8カ月未満の子どもと、気になる子どもについては、乳児呼吸マスター(ベビーセンス)を使用し、タイマーで10分ごとに呼吸確認を行い「SIDSチェック表」にチェックをしている。SIDSが起こったときの対応方法を含めて「職務遂行要領書」に記載され、職員が統一的な対応方法をとっている。</li> <li>・子どもの急変については、深夜帯も含め園長、主任に連絡し判断を仰ぎ、適切に対応している。</li> <li>・保護者には「保健の年間計画」に基づき、保健だより(年4回)を発行し、季節の罹りやすい熱中症やインフルエンザ等の病気感染症等について注意喚起している。このほか当園では、保護者自身の健康管理も含め、健康教室の実施等を検討している。</li> </ul>	

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		評価
判断基準	a)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	b)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
	c)健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)7.7% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内科、歯科、耳鼻科の健康診断は認定子ども園と合同で行っている。健康診断日の時間帯に園を利用していない子どもの保護者には、登園の依頼や囑託医で直接受診するように勧めている。</li> <li>・問診票や受診結果は連絡帳に添付すると共に、再受診が必要な場合は個別に連絡帳や直接口頭で伝えている。また、再診後の結果は園に報告してほしい旨を伝えている。園では、近隣の医療機関の一覧表をクラスに掲示し保護者の参考としている。</li> <li>・虫歯予防については、保健だよりや園だよりでも伝えているが、さらに園の秋祭りで看護師が歯磨き指導のコーナーをつくり、虫歯予防の大切さを保護者や子どもに伝えている。</li> </ul>	

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		評価
判断基準	a)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
	b)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c)アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)92.3% b)0.0% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーについての対応は、4園共通の「食事提供サービスの流れ」のマニュアルに基づき行っている。対応の手順は、①アレルギー食希望の確認、②医師の意見書の提出、③保護者・担任・施設栄養士・調理委託先栄養士による面談、④プラン書作成、⑤特別食の提供という流れである。乳児の場合は、さらに、安全確認のため、食べた経験のあるものを提供している。また、離乳食の開始には家庭食事調査を行い、進めている。</li> <li>・子どもの状況により、年度ごとに医師の意見書を提出を求め、改めて保護者面接を行い新たな特別食のプラン書を作成している。</li> <li>・アレルギー対応の特別食は、安全に配慮して食器を色分けし他の子どもとはテーブルを別にし、原因食物が皮膚や口に付着しないよう気を配っている。クラスの他の子どもたちにも、アレルギーについて「早く食べられるといいね」などと保育者が伝えている。</li> <li>・アナフィラキシーショック時等の対応はマニュアルに記載され、職員応援体制の確保を定めるとともに、フローチャート化している。また、保育者等はアレルギー疾患への理解、エピペンの使用方法等について看護師から学び、実地研修も受けている。</li> <li>・なお、食物アレルギーについては「小ざくらのご案内」や保健だより等で保護者への理解を図り、他の慢性疾患についても、対応方法や手順は主治医の意見書、保護者面接、プラン書の作成と同様としている。</li> </ul>	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		評価
判断基準	a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)23.1% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人4園の「小ざくらのご案内」や「全体的な計画」で食品の安全衛生を第一に掲げつつ「おいしい手づくりの給食」を提供し、子どもたちに食べ物の大切さや身体との関係を伝えるための「食育活動」を推進すると謳っている。</li> <li>・「食育年間計画」を作成し、目標を「お腹のすく、リズムをもてる子ども」「食べたいもの、好きなものが増える子ども」等の5項目を掲げて取り組んでいる。</li> <li>・当園では、0～1歳児については11時までは乳児保育園で活動し、昼食は帰園して保育者の援助のもとで食べている(当園に直接登園する子どももいる)。</li> <li>・2歳児は帰園して昼食を食べ、3歳児は認定こども園で昼食を食べてから帰園し、4～5歳児は、昼食、おやつを発達別のクラスで友だちと一緒に食べてから帰園している。</li> <li>・夜間保育園には、毎日夕食があり、2～5歳児の異年齢児はグループになり、主に5歳児が食卓を整え、配膳している。炊飯器が置かれ、各食卓にはお代わり用のスープやサラダが置いてある。食事中的子どもは、友だちと日中の遊びの話をしたり、保育者との会話などで和やかに食事している。</li> <li>・当園の子どもたちが揃うのは午後からになるが、栽培活動を活発に行い、栽培に必要なものは近くの店まで職員と一緒に出かけ、買っている。</li> <li>・皆で育てたブロッコリーなどの夏野菜は厨房でサラダにしてみもらったり、子どもたち自身で調理したりして味わっている。</li> <li>・保護者に対しては、毎月の「いきいき食育通信」やレシピ(自由)等を配布しているほか、親子での調理体験を実施し、夕食の一品やお弁当づくり、鍋物などを親子で味わっている。</li> </ul>	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		評価
判断基準	a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)69.2% b)15.4% c)0.0% 無回答)15.4%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食は、食品の安全衛生、食品の質的な向上、食材の適正価格の3つの視点で業務委託し、献立は委託先の栄養士と連携して栄養バランスに配慮しつつ旬の地元の食材なども取り入れて調理している。</li> <li>・毎月の「給食会議」は4園合同で行い、栄養士を中心に委託先の栄養士、主任、園長、クラスのキャップ等が集まり、子どもの喫食状況、献立、調理の工夫をはじめ、地域の食文化、行事食などについても話し合い献立に反映させている。</li> <li>・夜間園の当園は、登園時間が11時からの随時登園のため食事時間には特に配慮し、一人ひとりの体調や状況を把握した上で食事を提供している。</li> <li>・0歳児の離乳食や、1歳児の食事についても、保護者と連携しつつ「保育プラン書」のもと丁寧な援助を心がけている。</li> <li>・衛生管理については、委託先の栄養士と一緒にマニュアルに基づき、万全に行うように努めている。</li> </ul>	

## A-2 子育て支援

### A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている		評価
判断基準	a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない	
	c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)15.4% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小ざくらのご案内で「保護者と園のかかわり」について「子どもを健全に育成するために連携し、協力し合うパートナー」と記載し、「全体的な計画」にも子育て支援を位置づけ、取り組んでいる。</li> <li>・日々の保護者とは「連絡帳」や「保育プラン書」、登降園時の対話などで子どもの状況を伝え合い、情報共有に努めている。</li> <li>・保育の意図や内容については、保育説明会、懇談会、参観(参加)の際などに伝えているが、毎月の「小ざくら夜間園の園だより」でも今年度の保育について知らせるほか、ひよこぐみだより(0~1歳児)と、パンダぐみだより(2~5歳児)で、子どもの保育の様子を写真入りで具体的に伝えている。園だよりに関しては、連携する乳児園、認定こども園の園だより、クラスだよりも目を通し、保護者からの問い合わせに答えられるようにしている。</li> <li>・また、1日の保育活動の報告を玄関に掲示し、降園時に親子で眺める姿が見られる。</li> <li>・一方、子どもの生活体験を充実させるために、保護者参観(参加)を夕方(17~18時)に行い、普段はできない親子での夕食づくり(年3回)を実施している。さらに、現地集合の親子遠足を企画実施し、通常は顔を合わせることがない保護者同士の交流や親子遊びを楽しんでいる。</li> <li>・この他、当園では入園後に家庭訪問を実施している。子ども、保護者の状況をよりよく把握し理解するためであるが、保護者、保育者との信頼関係の構築にもつながり個別の「保育プラン書」等に活用している。</li> <li>・利用者調査からは、「戸外遊びや自然や社会とかかわる機会が確保されていると思うか」には、回答者全員が「はい」と答え好評を得ている。また、行事の日程に対しては、「忙しいなどで参加できないことが多いが、途中参加もできるので助かっている」と言う好意的な意見も上がっている。</li> </ul>	

### A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		評価
判断基準	a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)76.9% b)15.4% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者支援については、4園共通の「職務遂行要領書」に「保護者に信頼される」「信頼関係を構築する」「保護者との確に連携する」の項目があり、保育者の対応として、保護者とコミュニケーションを図るなどの援助要領と配慮事項が具体的に記載されている。</li> <li>・当園でも「職務遂行要領書」を踏まえて保護者支援を行っているが、夜間保育園の特性から保育担当者と保護者との直接の対話が難しい場合もある。そのため、日中の保育状況もわかる「連絡帳」に、さらに詳細な記述と引き継ぎ担当者間での伝達ノートを活用し、伝え漏れがないように気をつけ支援している。</li> <li>・保護者とは、定期的に行う「保育プラン書」を介しての個人懇談会や保育参観(参加)、行事の際などに子どもの育ちを中心に話し合っている。しかし、就労状況等から、行事、懇談会等に不参加の保護者もいるという現状がある(不参加の保護者には手紙等で様子を知らせる)。</li> <li>・在園児の保護者からの相談には随時、主任、園長が電話したり、来所、メール等に対応している。また、全ての懇談の記録等は日報等に残し、2年前から当園だけで抱え込まないよう法人の拠点である統括に報告している。</li> </ul> <p>・なお、職員自己評価では、肯定率は7割を超えている。しかし、利用者調査からは「職員が子どもの気持ちを大切にしていると思うか」は「どちらともいえない(30.8%)」や「子どもが職員に不信感を持っている」等の意見が散見され、複雑な思いを抱いている保護者のいることがうかがえる。こうしたことから、保育者の保護者等の支援には、子どもを中心にしながらも、保護者と相互理解を図りつつ、ソーシャルワーク(特に家族援助)の視点を備えた援助が求められている。</p>	

A-2-2-2 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		評価
判断基準	a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)30.8% c)0.0% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <p>・「虐待等権利侵害」については、保護者に配布する「小ざくらのご案内」では「虐待防止について」と題し、園として日々の子どもの様子や体の様子に身体的(あざ、傷)、精神的育児放棄(身体や衣服の汚れ、食事をさせない)等の不適切な養育状況が見られた際は保護者に確認するとしている。また、異変を発見した場合は、社会福祉事務所、児童相談所に通告する義務があることも記載している。園では、そのための体制を整えている。</p> <p>・「虐待等権利侵害」については、全職員が、法人内の研修受講や園内での「虐待防止マニュアル」を介して話し合う機会を持ち、理解を深めている。また、職員の行動啓発、セルフチェックを行っている。</p> <p>・当園の現状では、産後うつ等や気になる保護者にはそのつど声をかけているが、ともしればネグレクトなど虐待につながりかねない保護者に対する支援を保育の課題として取り上げている。課題は他機関との連携も視野に定期的な事例検討会議を実施し、検討している。</p> <p>・日常の保育では、登園時の子どもと保護者の様子は連携する乳児保育園、認定こども園の受け入れ担当者から様子を聞き、引き継いでいる。異年齢児保育となる夜間保育園での子どもの生活(夕食、睡眠含む)と遊びは、保育者間で注意深く見守り、降園時の保護者との対話や様子などにも気をつけて対応している。</p> <p>■ 改善課題</p> <p>・全職員が「虐待等権利侵害」についての研修や知識を持つ機会があり、また、当園では「虐待防止等」については課題として取り組んでいる。</p> <p>・しかし現状では、保護者が生活や精神的に不安を抱えていたり、その子どももさまざまな養育状況に置かれているなど、不規則な保育時間の利用状況であったりしている。そのため、対応には難しさがあるとしている。当園では、ネグレクトなど虐待につながりかねない対応を危惧し、保護者支援を課題としていることから、他の機関との連携も含め、さらに園全体で保護者支援に向けた具体的な取り組みが期待される。</p>	

### A-3 保育の質の向上

#### A-3-1 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A-3-1-1 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		評価
判断基準	a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
	b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	
	c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)61.5% b)23.1% c)7.7% 無回答)7.7%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <p>・指導計画の振り返りについては、毎月の「月・週案」のほか、個別の「保育プラン書」や年度末の年間指導計画等があり、それらによって子どもの育ちと自身の保育の視点を合わせて振り返り、記録している。振り返りの視点は「ねらいに沿った保育が行えたか」という点を明確にして実施している。</p> <p>・保育の質の向上の一環で行う法人内の公開保育は、職員の配慮・援助のポイントを定めて実施している。その終了後は、参加した職員のコメントを集計し、その結果を職員会議で共有することで、効果的に次の保育に活かしている。</p> <p>・また、年度末に園独自に作成した自己評価票で自己評価を行い、業務・目標管理評価制度で自らの目標について振り返っている。自己評価票を集計し、園全体の振り返りとしてホームページで公開している。</p> <p>・当園では、上記のようにさまざまな機会をとらえて振り返りを行い、保育実践の改善につなげている。</p> <p>■ 改善課題</p> <p>・なお、指導計画の振り返りや業務・目標管理制度には、非常勤職員は関わっていない。保育の質の向上のため、非常勤職員も含めた保育の振り返りに向けて検討することを期待する。</p>	